区　　域　　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)から(コ)までの十点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三三度〇一分四三秒　東経一三三度五二分一一秒

(イ)　北緯三三度〇九分一三秒　東経一三三度七分五一秒

(ウ)　北緯三三度四八分一三秒　東経一三三度九分五一秒

(エ)　北緯三三度〇二分一三秒　東経一三三度三分五一秒

(オ)　北緯三三度〇四分一三秒　東経一三三度二分五一秒

(カ)　北緯三三度〇七分一三秒　東経一三三度二分五一秒

(キ)　北緯三三度〇五分一三秒　東経一三三度二分五一秒

(ク)　北緯三三度〇〇分一三秒　東経一三三度二分五一秒

(ケ)　北緯三三度〇〇分九分一三秒　東経一三三度三分五一秒

(コ)　北緯三三度〇三分一三秒　東経一三三度七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十二日

防衛大臣　中谷　元

区　　期　　間　　平成二十八年五月十九日から同年七月二十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　　域　　五島列島南方海面の次の(ア)から(コ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)から(コ)までの点と(コ)までの点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三三度二〇分一二秒　東経一三一度九〇分一二秒

(イ)　北緯三三度二〇分五二秒　東経一三一度四七分一二秒

○関東地方整備局告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年五月十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

第１　起業者の名称　群馬県

第２　事業の種類　一般国道353号改築工事（上信自動車道・群馬県渋川市金井字下新田地内から同県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　群馬県渋川市金井字下新田、字天王平、字東裏、字堀貝戸、字西裏、字西原及び字登沢、南牧字登沢、三島字登沢、字山崎、字南山崎、字並木、字上並木、字南大塚、字西大塚、字大輪原及び字下大輪沢並びに祖母島字下里、字中之久保、字向村、字井戸沢、字前山、字高町久保、字北、字北山、字堀込、字後谷戸、字長者久保、字天之田及び字新林地内

群馬県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字金子、字根古屋及び字柏原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県渋川市金井字下新田地内の金井インターチェンジ（仮称）から同県吾妻郡東吾妻町大字箱島字茅貝戸地内の箱島インターチェンジ（仮称）までの延長約7.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道353号改築工事（上信自動車道）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道353号改築工事（上信自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本体事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び群馬県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により群馬県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である群馬県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道353号（以下「本路線」という。）は、群馬県桐生市を起点とし、渋川市等を経由して、新潟県柏崎市に至る延長206.7kmの路線である。

群馬県内における本路線は、桐生市と中之条町を東西に結び、地域住民の通勤通学等の日常を支える生活道路であるとともに、渋川市内の関越自動車道渋川伊香保インターチェンジに近接している路線であり、吾妻地域には全国生産量上位であるキャベツ等の産地や草津温泉等の温泉地が存していることから、物流等にも広く利用されている。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき群馬県が策定した群馬県地域防災計画において、緊急輸送道路の一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳していることから、一部区間において交通混雑が発生しているとともに、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、渋川市北牧地内で16,502台／日であり、混雑度は1.40となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、災害発生時の緊急輸送路が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年度に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装を行うことで環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ、環境省レッドリス